

特定非営利活動法人鶴岡市体育協会表彰規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人鶴岡市体育協会定款第 5 条に基づき、本市体育・スポーツ界の振興に功労のあった者及び競技成績が優秀である者を表彰する。

(種別及び基準)

第 2 条 表彰の種別は次のとおりとし、各々の基準のいずれかに該当する個人もしくは団体に、他の模範となる者を表彰する。

(1) 功 勞 賞

本市体育・スポーツ界に著しく貢献をした者

- ア. 同一団体に 20 年以上役員として活躍するなど、顕著な功績が認められる者で、年齢は 55 歳以上とする。
- イ. 県体育協会またはそれ以上の上部団体に表彰された者
- ウ. 特に本市の体育・スポーツ界に功績があり会長が認めた者

(2) 感 謝 状

- ア. スポーツの普及・振興に物心両面にわたり尽力のあった者
- イ. 各賞以外に特に表彰の要あると会長が認めた者

(3) 指 導 賞

指導力が顕著で、競技力向上に多大の功績があった者

- ア. 競技団体等に所属する競技スポーツの指導者として、5 年以上の実績を有し、自ら関与し、県大会での優勝（県記録更新を含む）、東北大会での 3 位以内、全国大会での入賞などの優秀な指導成績を通算 3 年度以上にわたり収めたことのある者

(4) 市民スポーツ振興賞

市民のスポーツの振興に多大な功績があった者

- ア. 地域の指導者として 15 年以上の実績を有し、生涯スポーツの振興に寄与し、後進の指導に著しく功績のあった者で、年齢は 50 歳以上とする。
- イ. 競技団体等の指導者として 15 年以上の実績を有し、競技スポーツの振興に寄与し、後進の指導に著しく功績のあった者で、年齢は 50 歳以上とする。
- ウ. その他表彰に値すると会長が認めた者

(5) 勲 功 賞

全国大会、国際大会で優れた技量を発揮した者で、鶴岡市在住または出身の中学生以上の競技者

ア. 日本代表選手として、国際大会において成績優秀な者

イ. 日本記録を更新した者（タイ記録を含む）

ウ. 全国大会において優勝した者

(6) 栄光賞

県大会以上の大会で優れた技量を発揮した者で、鶴岡市に在住する中学生以上の競技者

ア. 山形県記録を更新した者（タイ記録を含む）

イ. 山形県大会優勝または東北大会において3位以内に入賞した者

ウ. 全国大会及び東日本大会等東北ブロック以上の大会において入賞した者
高専大会は、全国大会予選会を兼ねた東北大会で優勝した者とする。

(7) 奨励賞

小学生を対象とするスポーツ大会で特に成績優秀である者

ア. 小学生を対象とするスポーツ少年団、スポーツクラブ、学童大会等の大会において、勲功賞、栄光賞と同等の優秀な成績を収めた者

(候補者の推薦方法)

第3条 加盟団体は、毎年別に定める期日までに前条に規定する候補者を選定のうえ、所定の様式により推薦するものとする。ただし、特別の場合はその都度推薦することができる。また、推薦団体のない場合は、会長が推薦することができる。

2 一団体の推薦は、競技成績による候補者を除き、原則として1種別につき1件とする。

3 受賞回数は、競技成績による受賞を除き各賞1回とする。

4 功労賞と市民スポーツ振興賞は、原則として同一の者が重複して受賞することはできない。

ただし、市民スポーツ振興賞を受賞して10年を経過し、継続して本市体育・スポーツ界に著しく貢献をした者で、功労賞表彰基準に該当する者はその限りではない。

5 指導賞候補者は、育成選手名、大会名、記録等裏付けとなる資料を添えて申請すること。これがないものは原則として審査の対象としない。

6 競技成績による候補者で団体種目の対象範囲は、監督・コーチ・マネージャー等を含めた当該大会の登録メンバーとする。

7 栄光賞については、本市または田川地区を代表して出場した山形県大会、及び山形県代表として出場した東北大会・全国大会において基準に該当する成績を収めた者で、いずれの市町村からも表彰されない場合に限り、加盟団体は本市出身者を推薦することができる。

(大会の範囲)

第 4 条 第2条でいう大会は次のとおりとする。

(1) 全国大会の範囲

各競技を代表する団体が主催または共催する大会

ただし、栄光賞については各競技を代表する団体が認める大会

(2) 東北大会の範囲

山形県予選会を経て出場する大会、もしくは山形県選抜で出場する大会

(3) 県大会の範囲

東北もしくは全国大会等上位大会の予選となる大会

ただし、奨励賞に限り県大会までの大会も対象とする。

2 前項のほか、会長が同等の範囲と認めたもの

(受賞者の決定)

第 5 条 推薦された候補者については、選考委員会（理事会）において受賞者を
選考し、会長が決定する。

(表 彰)

第 6 条 表彰は、毎年1回これを行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、表彰の施行について必要な事項は会長が
理事会に諮り、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、昭和30年6月22日から施行する。

2 この規程は、昭和43年2月15日一部改正する。

3 この規程は、昭和52年1月28日一部改正する。

4 この規程は、昭和62年5月15日全文改正する。

5 この規程は、平成7年5月12日一部改正する。

6 この規程は、平成19年5月18日一部改正する。

7 この規程は、平成23年5月12日一部改正する。

8 この規程は、特定非営利活動法人鶴岡市体育協会の設立登記の日（平成24年
3月5日）から施行する。

9 この規程は、平成29年3月22日一部改正する。